

令和4年度 事業計画

1. 司法書士を取り巻く社会情勢

司法書士制度は、令和4年に150周年を迎えます。これまでの150年の歴史において、様々な社会情勢の変化に応じた制度改革、法改正がなされ現在に至っています。そして、令和2年8月1日施行の改正司法書士法においては、第1条で「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」ことが明記されました。

近年、人口減少、少子化も伴う超高齢社会の到来に伴い、経済状況や社会情勢の変化が急激に進んでいます。そのような中、本年4月1日に成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とした「民法の一部を改正する法律」が施行されました。司法書士制度が将来においても、市民生活にとって必要不可欠な存在として存続するためには、このような変化に対応した制度設計をし、社会の信頼と期待に応える存在である必要があります。司法書士業務に目を向けますと、遺産承継業務、民事信託業務といった財産管理業務等、大きく広がりを見せている分野もあり、日本司法書士会連合会においても、それらに対応した司法書士倫理の改正作業が名称も含めて進められているところであります。先に述べた司法書士法第1条の使命規定を実効性あるものにするためにも、倫理の涵養と執務レベルの向上のための研修が不可欠であります。

法律改正という面で見ますと、令和3年4月21日に「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」が可決成立し、同28日に公布されました。所有者不明土地の解消に端を発したこれらの法律ですが、令和6年4月1日に施行される「相続登記の義務化」などこれまでの相続登記の在り方を一新する内容といえます。不動産の権利関係及び不動産登記に対する市民の関心や価値観に変化をもたらし、司法書士の実務に大きな影響を与えるものといえますので、司法書士界もその適切な対応が望まれるところであります。特に相続登記の義務化については、改正法施行以前に発生している相続にも適用されることや罰則があることから、国民や社会に対する適切な情報発信と相続登記促進のための支援が必要となります。折しも司法書士制度が150年という節目を迎える本年度において、相続登記の促進施策に対して十全に対応していくことが、「国民の権利擁護」の担い手であり「自由かつ公正な社会の形成」を使命として明示された職能としての未来を築く礎になるものと考えます。

令和2年から続く、新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活にも重大な影響を与えています。その長期化により、社会経済活動の停滞は、経済面の影響にとどまらず、貧困や格差の拡大、社会的孤立の深刻化をもたらしているといえます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会生活や経済活動のあり方にも変化をもたらしました。不動産取引、金融機関の手続きなど司法書士が関わる分野において、デジタル化・リモート化のスピードが加速すると共に、人々の行動が変化することで、人や仕事の流れが大都市集中から地方への分散が考えられます。このような変化が起こり、社会経済活動を止めることは限界がきていると言われていることから、新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、適切な経済

活動を支える活動を愛知県司法書士会も行うようしなければなりません。

先に司法書士が関わる分野において、デジタル化・リモート化のスピードが加速すると書きましたが、新型コロナウイルス感染症対策下におけるリモート社会の加速化の中で、書面・押印・対面手続きの見直しによる電子署名・電子契約とそのインフラであるマイナンバーカードの普及が進んでいます。世界的にもデジタルトランスフォーメーションの流れができており日本国政府においてもデジタル庁が設置され、行政がデジタルトランスフォーメーションに動いており、経済社会全体にデジタルトランスフォーメーションが進展していくと思われます。

2. 司法書士を取り巻く社会情勢を踏まえた事業計画

これらの司法書士を取り巻く社会情勢を踏まえて愛知県司法書士会の令和4年度の事業計画を以下に述べたいと思います。詳細な事業計画は各部所の事業計画で述べますが、全体的な事業計画の方針としては、各部所及び担当役員並びに事務局の連携の下、以下の視点に立って実行していきます。

(1) 相談体制を含めた相続登記促進に向けた取り組み

本年度は、司法書士制度150周年という年であり、大相続時代の到来や相続登記未了問題解消に向けた出発点となる年と考えます。令和6年4月1日施行の相続登記義務化を控え、司法書士は相続登記の専門家として期待されているところでありますので、この司法書士に対する期待に応えるため、総合相談センター及び調停センターを活用し、市民の期待に応じていきます。また、新型コロナウイルス感染症対策の下、検討を続けてきた電話相談会、インターネット回線を使用したWeb相談なども活用するようにします。

それと同時に上記の「攻め」の姿勢と共にいわゆる「守り」の姿勢も大事にしたいと考えます。具体的に申し上げますと、「相続」は、司法書士界のみでなく様々な業界がビジネスチャンスとして捉えています。時に行き過ぎた姿勢が、法令・会則違反を招きかねません。例えば、広告という面からも、相続登記の義務化について、過度に危機感をあおるような内容は、会員の業務広告に関する規則等に抵触したり、品位保持の面から問題も出ることが考えられます。このような観点から、適正な執務・倫理という面に注意をしつつ進めたいと考えます。

(2) 社会問題への対応

先に述べたように、日本は、少子化をとまなう超高齢社会を迎えています。さらに長引く新型コロナウイルス感染症の影響で生活困窮者、社会的孤立者が増加しています。誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成という地域共生社会の実現に向け、民事法律扶助制度等を活用し、生活再建に向けた法的支援を実施し、司法書士としての役割を果たしていきます。

また、超高齢社会の到来は、成年後見制度の充実も必要とします。成年後見制度促進計画に基づき、引き続き、弁護士会・社会福祉士会と協力しながら各市町村が行う地域連携ネットワーク作りへの参画を進めます。それと共に任意後見業務、遺産承継業務や民事信託業務等の財産管理・承継業務の研究を進め、市民に様々な選択ができるよう取り組みたいと考えます。

さらに超高齢社会の下では、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、地域経済を支える

中小・零細企業の活動にも影響を及ぼし、事業承継がより一層困難となるといった問題がクローズアップされています。今までも、司法書士は商業登記を通して、会社法務を支えてきましたが、これまでの経験、他資格者とのネットワークを活かしこのような問題にもさらに対応できるよう司法書士界として、企業サポートの研究、啓発をしていきます。

(3) デジタル化への対応

新型コロナウイルス感染症対策の下、デジタル化が急速に進んだところでありますが、書面・押印・対面手続きの見直しがされています。また、商業登記では、事業者署名型電子証明書も法務大臣が定める電子証明書に含まれるなど、司法書士の職務と職責に影響を及ぼす法改正が進んでいます。

また、民事裁判のIT化についても令和4年の通常国会での法案成立が見込まれています。

これらの情報を取り入れ検討すると共に、今後は、デジタル化できないもの、アナログの価値といった観点も徐々に考えられればと思います。

(4) 人口減少時代を見据えた会務運営

少子超高齢社会においては、今後、人口が減少していくことは避けられないことであり、こうした状況は司法書士界にも影響を及ぼすこととなります。

司法書士の志願者数や合格者数は、平成22年をピークに減少傾向にあり、愛知県司法書士会においても会員数は、ここ数年、1300名前後で推移しており、上げ止まりの状況となっています。また、既存会員の平均年齢も高くなっている状況を踏まえると、司法書士会の会員数も、将来、減少していくことが予測されます。

こうしたことから、会員数も減少していくことを前提にした組織や財政等についての検討が必要であると考えます。

先に述べた司法書士法第1条の使命規定を実効あるものにするためにも、人口減少時代を見据えた会務運営について検討を進めてまいります。

以上、今年度の基本方針をお示ししました。執行にあたっては、司法書士関係諸団体と連携、協調しながら進めて参ります。

また、会員、役員、事務局職員の安全に配慮しながら一生懸命会務に取り組んで参ります。会員の皆さまにおかれましても一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年度 総務部事業計画

1. 司法書士倫理・執務

司法書士に対する社会の期待と信頼に応えるため、懲戒処分事例を踏まえた非違行為の防止策を検討し、会員への情報提供と研修所などと連携しながら、司法書士倫理規範の周知を徹底するとともに、会員の適正な執務を確保するための指導、連絡を行います。

2. 苦情、綱紀事案、紛議調停の対応

市民から会員に対する苦情等に対して、「市民対応窓口」を活用し、迅速な処理をします。

注意勧告小理事会、量定意見小理事会と綱紀調査委員会が、適正・円滑に運営されるようにします。

紛議調停制度が、会員とその依頼者等のトラブルについて、個別の実情に即した解決が図れるようにします。

3. 非司法書士対策

非司法書士活動に対しては、厳正に対処します。

司法書士法施行規則第41条の2に基づく法務局からの委嘱による登記事件に係わる司法書士法等違反に関する調査を、各支部の協力を得ながら実施します。

非司法書士による司法書士法違反の調査を行います。

4. 情報公開

会員用ホームページ、メール速報、会報等を通して、会員に必要な情報を適正・迅速に公開します。

5. 危機管理の対応

安否確認一斉通報サービスを利用するなどした災害時等の危機管理体制の確認、対応をします。

リスクマネジメントの一環として、クライシス・コミュニケーション（緊急時広報）への対応を図ります。

会務システムのバックアップ体制の構築を図ります。

6. 福利厚生

ソフトボール大会等、会員の福利厚生、連帯感醸成のための事業を実施します。

7. 事務局環境の改善

事務局の円滑な運営と一層の事務の適正・効率化を図ります。

8. 会館の維持・管理・修繕

愛知県司法書士会館の維持・管理・修繕をします。

9. 各委員会の運営

所管する各委員会の事業が適正に行われるように運営します。

- ・ 非司法書士排除委員会
- ・ 事故処理委員会
- ・ 新人研修奨学基金委員会
- ・ 紛議調停委員会
- ・ 執務問題検討委員会
- ・ 情報公開委員会
- ・ 会館管理運営委員会
- ・ 綱紀調査委員会
- ・ 登録調査委員会

令和4年度 経理部事業計画

1. 会計処理を適正に行い、一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の決算書類を作成します。
2. 予算を適切に管理・執行し、備品の管理を適切に行い、健全な財政基盤を維持します。
3. 適切に予算を管理できるよう会計情報を各部所等に適時に提供していきます。
4. 各支部の経理について情報共有を図り、支部交付金の見直しについて検討をしていきます。
5. 令和5年度の予算書（案）を作成します。

令和4年度 企画部事業計画

1. 法改正及び社会のニーズに対応する

企画部は、司法書士業務に関する調査・研究活動を行う愛知県司法書士会のシンクタンクです。

令和4年度の企画部は、登記、裁判といった従来業務に加えて、近年、司法書士業務として認知されてきた民事信託や財産管理、司法書士による企業サポート等に関する業務の研究を継続します。令和3年4月に、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立しました。この法改正は、空き家問題・所有者不明土地の解消に向けての相続登記等の申請の義務化をはじめ、共有制度や相続制度の見直し、新たな財産管理制度の創設等、民事基本法制の抜本的な見直しを行うものです。また、本年4月1日には、成年年齢が18歳に引き下げられ、同日において18歳以上20歳未満の人は成年に達し、未成年者取消権を失います。これらの改正は、司法書士業務にも直接的な影響があり、司法書士として、その内容に精通していることが求められます。そこで、研修等を通じて、会員に向けて改正点の周知を図るとともに、愛知県司法書士会の各部とも連携し情報共有をしていきます。

2. 調査・研究活動等

(1) 登記業務に関する研究（不動産登記、商業登記共通）

従来からの登記手続きについての調査・研究は継続しつつ、民法・不動産登記法及びこれらに関連する法律改正に関する研究も必要です。

以上に対応していくために、下記の事業を行います。

- ①登記に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②登記に関する実体法、手続法に対する改正対応及び会員への情報提供
- ③登記に関する実務上の諸問題について、名古屋法務局との協議会（法司研究会を含む）の開催及びそれに関する資料の取りまとめ
- ④相続登記の推進、空き家・所有者不明土地問題等から生じる登記手続きに関する研究

(2) 裁判事務に関する研究

司法書士は、簡易裁判所の事物管轄における代理業務だけではなく、裁判所提出書類の作成も行う専門家です。そして、その専門的知見に基づいて身近な暮らしの中の法律家として、民事・家事を問わず市民の暮らしの中に起こる法的紛争に対応することが求められます。民事裁判事務に関しては、司法書士の民事裁判事務への取組みを増やすことが求められます。また、家事事件については、相続登記等の申請の義務化により、市民の関心が相続手続きに向けられていますので、法改正の対応、司法書士が書類作成で関与する遺産分割調停等の研究等も必要です。

以上に対応していくために、下記の事業を行います。

- ①民事及び家事事件に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②裁判事務に関連する法改正対応及び会員への情報提供
- ③簡裁訴訟代理権取得後の司法書士の裁判業務に対する取組みに関する情報収集、分析等
- ④裁判所、弁護士、学者との情報交換

⑤社会事業部との情報共有

(3) 財産管理業務に関する研究

司法書士の業務は、今や登記・裁判手続に限りません。遺産承継や民事信託等の財産管理業務について、市民の関心が高まり、これらに対応することも司法書士業務となっています。これらいずれの業務も、これまでの司法書士の専門的知見に基づいて業務を行い、積み上げてきたことが市民に評価された結果です。今後、更に登記や裁判と同じように全ての司法書士がこれらの財産管理業務について取り組むように研究を継続していきます。

(4) 商業・法人登記業務及び企業に対する支援業務の研究

司法書士は、商業・法人登記、会社法、その他法人に関する知識を持ち、従来から企業に対してアドバイスを行っています。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、取締役会、株主総会の開催等について多様な方法が用いられるようになってきており、それらの相談の対応が必要となってきました。また、市役所等では、脱ハンコの流れが加速し、電子契約、電子署名を導入し、法務局の電子証明書を取得している会社も増えつつありますし、登記の面でも、商業登記法第20条が削除されるなど、印鑑の扱いはこれから大きく変化していくものと思われます。今後、更に増えていく電子署名に関して、議事録への署名押印が印鑑に代わり電子署名が用いられている場合においての登記申請方法等の知識が必要となります。

その他、特に事業承継については国をあげて対応する方針にあり、司法書士は事業承継に対応する専門家として位置づけられています。

このようなニーズに応えていくために、登記手続、その他周辺業務を含めた研究活動を行います。

(5) 研究結果について

各委員会の研究結果は、研修又は本会のホームページ内に掲載して、広く会員へ周知するとともに、支部からの講師派遣の要請があれば対応します。

(6) 法改正への対応

今後生じる法改正について情報収集を行い、会員への情報提供に努めます。また、関係各所との協議も積極的に行い、市民の権利の擁護に資する活動を行います。

3. その他

(1) 各委員会の運営方針

企画部に属する委員は、各担当分野において深く研究する専門家であるとの自覚の下に、会員向けの研修会講師派遣等による情報提供だけでなく、市民に対しても積極的に情報提供し、司法書士の存在意義を高めることに寄与するように努めます。

企画部会、各委員会の会議については、新型コロナウイルス感染症拡大防止、委員の会議への参加の負担軽減、会議の効率化等の観点から、Web会議を取り入れています。

(2) 事業計画案について

企画部が他の部所と連携をはかり、重点事業として定めた事業が各部所の実施する具体的事業へ反映され、本会が策定する事業計画案が総合的かつ一体的なものとなるように努めます。

(3) 図書室の整備

企画部がつかさどる事務の一つに、「本会が所蔵する図書及び文献の管理、調達計画の立案及びその実行に関する事項」があります。蔵書の管理を継続していかなければ、その機能を維持することはできません。そこで、今年度も、「管理の継続」を意識して図書室の整備を行っていきます。また同時に、計画的に図書を調達し、より一層の蔵書の充実を図ります。

（４）情報の提供方法の検討

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集合型研修会の開催が少なくなったことから、会員が業務上必要となる法改正に関する情報について、メーリングリストや会員専用ホームページなどを活用した提供方法で発信します。

令和4年度 広報部事業計画

これまで「司法書士制度広報」及び「事業広報」並びに「会報の発行」を中心として活動を行ってまいりました。

本年は司法書士制度150周年という節目でもあり、また、令和6年4月1日から施行予定の相続登記の申請義務化により市民からも注目度が上がっている相続登記の促進について重きを置いた制度広報活動を行っていきたいと考えております。効果的な事業を行う中で、150年に亘り市民の権利擁護等に寄与してきた司法書士をアピールすることで改めて信頼のできる制度（資格者）であることを認識していただくべく広報活動を行ってまいります。

また、成年年齢が18歳に引き下げられ、少なからず社会への影響も出始めていくことと考えられます。これまではあまり広報の対象として力を入れていなかった若年者層に対しても司法書士が契約トラブル等の相談の受け皿になれることをしっかりとアピールをしていかなければなりません。SNSを駆使した広報等も検討し、若年者層が一人で悩むことの無い社会の構築に貢献していきたいと考えます。

150周年を謳う一方、司法書士人口の減少にも憂慮しなければなりません。司法書士制度がこの先将来に亘って存続していくためには我々の仕事の魅力を幅広い層の方々に伝え知っていただくことで資格取得を目指すきっかけ作りを提供し、次世代へと繋げていくことが求められていると考えます。

様々な広報媒体が存在し、情報にあふれた社会となっています。このような中で我々が訴求したい市民の方々に届くべく様々な媒体を駆使した広報を行っていかなければなりません。どれが正解であるのかも分からない中で試行錯誤での広報かもしれませんが司法書士及び本会の存在を広く市民に認知していただけるよう広報活動を展開していくことに努めてまいります。

1. 相続登記に関連する広報活動

所有者不明土地関連法の施行が迫ってくる中で、相続登記への注目度が更に高まってくると考えられます。前年度に引き続き「相続手続き＝司法書士」という認識を持っていただけるよう広報活動を展開してまいります。

2. 次世代への広報活動

司法書士制度維持及び発展のため、資格取得を目指すきっかけとしていただくため、近隣の各大学と連携し、学生たちに司法書士の魅力を伝える広報活動を行ってまいります。同時に学生だけでなく広く市民の方々にも司法書士の魅力を伝える広報活動についても検討及び実践してまいります。

3. マスメディア関係者へのアプローチ

司法書士会が行う様々な事業について、時宜に適った情報発信を行うことにより、より効果的な広報とするためマスメディア関係者へのアプローチを図ってまいります。

4. 他士業・他団体との連携

名古屋自由業団体連絡協議会の活動を通じて他士業との交流を深め、資格業ガイダンスや相談会等の既存事業だけでなく、新たに連携して展開できる事業の創出に努めてまいります。また、法務局や名古屋商工会議所等の他団体とも引き続き連携して相続登記促進や事業承継を中心とした企業法務等様々な事業を展開してまいります。

5. 高等学校への広報活動

成年年齢が引下げられたことにより、契約トラブル等に巻き込まれてしまう生徒が少なからず存在してくるのではないかと考えられます。本会の法教育事業委員会や成年年齢引下対応ワーキングチームと連携しながら、高等学校等と連携し、司法書士がこのような若年者層の相談の受け皿でもあることを広報してまいります。

委員会活動

会報編集委員会

会員に向けて会員の業務に資するための情報提供を行い、司法書士会の事業の報告を行うため「会報愛知」の企画、編集、発行を行います。

また、これまで会報の完全電子化に向けた検討をしてきましたが、次年度より完全電子化を導入すべく活動をしてまいります。完全電子化を導入した場合を想定して、よりタイムリーに、より見やすくなる会報を検討してまいります。

ホームページ運営委員会

マスメディア等を活用した広報活動とホームページとの連動の強化や双方に広報効果が上がるようなホームページの活用方法について検討を重ね、司法書士制度や司法書士会の活動が市民により伝わるよう情報発信に努めてまいります。

広報実践委員会

司法書士が行う事業等について周知を図るためのチラシやポスター、パンフレット等の製作物について企画、制作を行います。また、司法書士及び司法書士業務について認知度の向上を図るための企画を立案し、実施してまいります。

令和4年度 社会事業部事業計画

1. 成年年齢引下げによる消費者被害から若年者を守る

令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられます。これにより消費者被害にあったり、借金問題を抱えたりする若年者がでてくることが考えられます。これを防止するには、成年年齢に達する前からの消費者教育が重要になってきます。そこで、高等学校や専修学校に在籍する学生を対象に消費者教育出張講座を開催し、法的知識の習得に努めます。また、小学生及びその親を対象に親子法律教室を開催し、法律(ルール)の意味やそれを守る必要性等を考える機会を創出します。

また、実際に法的問題を抱えることになってしまった若年者にむけて相談しやすい体制を構築します。

2. 大相続時代に適切に対応する

団塊の世代が70歳を超え、大相続時代にはいったといわれています。また、「民法等の一部を改正する法律」(民法等一部改正法、令和3年法律第24号)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(相続土地国庫帰属法、令和3年法律第25号)が可決成立し、令和6年4月1日に施行されることが決まりました。「相続」について市民の関心が高まっており、相続登記の専門家である司法書士に対する期待も高まっていると考えられます。そこで、この司法書士に対する期待に応えるため総合相談センター及び調停センターを積極的に活用していきます。

3. いかなる状況でも対応できる相談体制を構築する

コロナ禍も今年で3年目となります。この間、まん延防止重点措置の適用や緊急事態宣言の発出などがあり、これまでの対面を原則とした相談会をやむなく中止したり、電話相談会に切り替えざるを得ない状況がありました。そこで、インターネット回線を利用したWEB相談など、いつでもどこからでも相談可能な体制を構築していきます。また、身体的なハンデを抱えている人にも安心して相談ができる環境づくりに努めていきます。

4. 社会的孤立による自死を防ぎます

平成15年をピークに減少傾向が続いていた自殺者数が、令和2年増加に転じました。令和3年は再び減少に転じましたが、コロナ前と比べると増加しています。コロナ禍において人との接触の機会が減り、社会的に孤立してしまったり、休職や失職により経済的に困窮してしまい、自死を選択しまった事例が多いという分析もあります。

私たち司法書士は行政や医療機関と連携して「生きること」を支えていくゲートキーパーとしての役割を担うことを期待されています。社会的孤立に陥る原因は様々ですが、国が目指す「地域共

生社会」の実現に向けて、身近な法律家として司法書士としての役割を果たしていきます。

5. 生活困窮者に寄り添う

長引くコロナの影響により、収入が減少したり職を失うなどして経済的に困窮し、借金の返済が困難になり多重債務に陥る人が増加しています。しかしながら、生活困窮者など社会的に孤立している人ほど周囲に適切な助言者がおらず、司法へのアクセスが困難になる傾向があります。

生活困窮者を支援する団体等と連携をして、生活困窮者にアプローチし、民事法律扶助制度を積極的に利用し、生活再建に向けて法的支援を実施します。

6. 簡裁訴訟代理等関係業務の取り組みを強化する

平成14年司法書士法改正により司法書士に簡裁訴訟代理権が付与され、今年で20年を迎えます。ところが、近年司法書士の簡裁訴訟に関する受任件数は著しく低い状況が続いています。会員の簡裁訴訟代理等関係業務への関与率を高めるための具体的方策を打ち出します。より多くの会員が簡裁訴訟代理等関係業務に取り組むことにより、国民の権利を擁護し、自由かつ公正な社会の形成に寄与します。

令和4年度 研修所事業計画

1. 組織・運営

研修所の組織を「会員研修」「新人研修」の区分に応じて分掌し、機動的かつ効率的な運営を図るとともに、継続的でより充実した研修制度の確立を目指します。

2. 会員研修

(1) 単位制研修

① 研修の企画及び開催

会員を対象として、司法書士業務に関連する研修会や法改正等に対応する研修会を、8回程度を目途に企画及び開催します。

研修の内容においては、不動産登記・商業登記・裁判事務・財産管理・会社法務等の既存業務分野を中心に、執務・職業倫理・司法書士制度にかかる事項にも配慮して企画します。さらに、関連した諸法令の改正等についても可能な限り取り上げ、会員への情報発信及び知識の浸透を図ります。また、連合会主催の研修会についても、インターネット配信による受信会場として運営可能な研修会等について積極的な開催を図ります。

形式的には集合研修及びウェビナー配信の併用を基本としますが、より自発性・積極性を促すとされるグループ研修をはじめとする各種研修形式について引き続きその有用性について検討を重ね、適宜実施します。

研修の企画及び開催においては、本会他部門、各支部及び各種研修機関等との連携を踏まえるとともに、研修会情報・記録の収集、管理、運用及び提供を行います。

② 研修会場の混雑緩和及び研修受講機会の確保

今年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大状況の先行きが不透明なため、会館運営ガイドラインに沿って会場受講人数を限定した開催をします。

また、今年度も本会会場の混雑緩和及び遠方会員の負担軽減を目的として、ウェビナー受信による各支部任意の集合会場設置を促進する方向で運営します。

そして、収録可能な研修会については、講義内容の収録DVDを各支部事務所に送付し支部研修等での利便を図るとともに、会員への貸出しや、本会ホームページでの視聴等、研修会への参加以外にも受講方法があることについて引き続き周知を行います。同様に、日司連研修総合ポータルサイトにおける研修ライブラリやeラーニングについても、周知を行います。

③ 研修単位の管理及び指導等の事後対応の管理

司法書士法における使命規定の創設、日司連会則等における研修単位に関する取扱い変更など、単位制研修を取り巻く状況は大きく変化しています。単位制研修制度をより実効性のあるものとするため、各会員の自発的な研修受講を促すとともに、取得単位数の通知や制度の周知を行うなど、すべての会員が所定の単位数を取得するよう努めます。また、他団体が実施する研修会については単位（乙類単位）の認定作業を行うとともに、取得単位の管理及び未取得者への指導等の事後対応の管理を行います。

(2) 新入会員オリエンテーション

新規の司法書士登録者を対象に、執務に関する基本姿勢の確認を目的としたオリエンテーションを、総務部と協働し、年2回程度開催します。

(3) 年次制研修

令和4年度の年次制研修対象者については、昨年度同様、日司連研修総合ポータルを利用したWeb上での受講、又は従来方式の会場受講方式のいずれかを選択して参加していただくこととなります。対象者の会員の皆様が滞りなく参加できるよう、会場設営や案内を含めその運営を担います。

3. 新人研修

(1) 配属研修

実地形式と集合形式の複合による配属研修を実施します。

実地形式による配属研修は、司法書士事務所の現場に配属され、実際の事件がどのように処理されていくかを学ぶための研修です。単に業務処理の知識や経験の習得に留まらず、司法書士としてあるべき執務姿勢や職業倫理等、幅広く理解を深めることを目的とします。将来の司法書士制度を担う人財の育成に直結する研修であり、司法書士試験合格者全員が受講できるようガイダンス時の説明等を通じて働き掛けていきます。

また、実地形式による配属研修をより充実したものとするため、これに先立って集合形式による配属研修を実施します。執務現場における基礎知識のほか、マナーや職業倫理等の基本的な事項を習得させ、実地指導員の負担軽減を図るとともに、実地における研修の効率化を図ります。

(2) 配属フォロー研修

司法書士試験合格者にとって一連の新人研修の最終段階において、配属フォロー研修を実施します。知識や執務姿勢の再確認とともに、各人が司法書士制度を担う主体であることについて認識の定着を図ります。